

Title	発達障害またはその傾向がある看護学生に対する臨地実習上の支援の実態と教員の支援の妥当性に関する認識
Author(s)	師岡, 友紀; 望月, 直人; 荒尾, 晴恵
Citation	大阪大学看護学雑誌. 2019, 25(1), p. 81-88
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/71345
rights	©大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

発達障害またはその傾向がある看護学生に対する臨地実習上の 支援の実態と教員の支援の妥当性に関する認識

Support on Clinical Training for Nursing Student with Developmental Disorders or
that Suspicious and Opinions about their Validity of Faculty Members

師岡友紀¹⁾・望月直人²⁾・荒尾晴恵¹⁾

Yuki Morooka¹⁾・Naoto Mochizuki²⁾・Harue Arai¹⁾

要 旨

【目的】臨地実習において看護教員が、発達障害と診断のある学生、またはその傾向のある学生に対して行った支援の程度とその支援に関する認識を明らかにし、臨地実習における合理的配慮の在り方について考察することを目的とした。

【方法】看護系大学に所属し発達障害、またはその傾向のある学生を指導した経験のある教員を対象とし、無記名自記式質問紙調査を実施した。調査項目は、対象者属性、臨地実習に関する支援の実施の程度、支援の妥当性に関する認識とした。

【結果】159名（回収率21.3%）から返信があり147名を分析対象とした。教員間の情報共有、指導時のコミュニケーション上の工夫など、他学生にも行う支援は実施されやすく、妥当であると認識されていた。一方、成績評価や実習記録に対する支援は、実施の程度が低く半数近くが過剰であると認識していた。

【考察】通常の指導の延長線上の支援は、合理的配慮と位置付けることに問題は少ないが、成績評価や実習記録に関する支援の合理的配慮としての妥当性を慎重に検討し実施していく必要がある。

キーワード：看護基礎教育、臨地実習、発達障害、看護学生

Keywords : basic nursing education, clinical training, developmental disorder, nursing student

I. 緒言

発達障害は、脳機能の障害により「コミュニケーション、社会性、学習、注意力などの能力に偏りや問題を生じ、生活に困難をきたす状態」とされる¹⁾。また、発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成28年法律第64号）では、「自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの」とされ、さらに、発達障害者とは「発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるもの」とされる。つまり、発達障害とは、脳機能の異常等に起因する特性で、その特性や社会的障壁があることで、社会生活や学習上の困難をきたす状態である。

文部科学省の調査（2012）によると、小中学校の通常学級に在籍し知的発達に遅れはないが、学習面、または行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は約6.5%とされ、それらの児童生徒は、発達障害の可能性があるとされている²⁾。また、日本学生支援機構による実態調査分析報告（2017）によると、大学など高等教育機関において、診断書のある発達障害学生の在籍率は2016年度には4,150人（学生数全体の0.13%）、診断書はないものの、発達障害があることが推察され教育上の配慮を行っている学生数は3,046人と報告されている³⁾

こうした発達障害および、発達障害があることが推察される学生（以後、発達障害の傾向のある学生とする）への対応として、発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成28年法律第64号）

¹⁾大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻、²⁾大阪大学キャンパスライフ健康支援センター

¹⁾Osaka University Graduate School of Medicine, Division of Health Sciences, ²⁾Osaka University Health and Counseling Center

では、「大学および高等専門学校は、発達障害者の特性の状況に応じ、適切な教育上の配慮を有するものとする」と定め、特性に応じた教育的支援の必要があることを示している。また、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、平成25年法律第65号）の施行により、不当な差別的取扱いの禁止や「合理的配慮の提供」が求められるようになり、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でない時」に「社会的障壁を除去すること」が規定されている。つまり、高等教育機関においては、発達障害の診断のある学生やその傾向のある学生に対して、本人から意思表示があった場合は、負担が過重とならない範囲で、その特性に応じた支援、すなわち合理的配慮を提供していくことが求められる。しかし、発達障害学生は適切に「配慮要請」ができない場合や、診断があっても申告がない場合⁴⁾、本人が、独力で交渉を進めることが困難である場合⁵⁾などの課題があることも指摘されている。

発達障害やその傾向のある学生は看護師養成機関にも一定数在籍し、臨地実習で学習困難を示すことが報告されている。山下、徳本（2016a）の看護師養成機関を対象とした調査では、発達障害の診断を把握している学生は、有効回答が得られた学校の全学生数のおよそ0.1%であり、発達障害、およびその傾向のある学生の学習上の困難として、患者の状況を理解することが難しく自己中心的な関わりになる、周囲との人間関係の形成が困難、整理整頓が苦手な記録提出がスムーズにいかないなどの問題があることが示されている⁶⁾。さらに、山下、徳本（2016b）では、臨地実習で実施された支援内容を報告しており、「教員間連携」「学生から話を聞く」など学内支援にとどまる内容は、半数程度の学校で実施されている一方で、パソコンを用いた実習記録の作成許可は6%に過ぎず、実施の割合が低いことが示されている⁷⁾。しかし、個々の教員の支援状況や認識については検討されていない。

以上のように、看護系教育機関においても発達障害、およびその傾向のある学生は一定数在籍していることや、その特性により支援が必要な状況にあることが示されている。近年の法律改正等を踏まえると看護系教育機関においても支援体制を整えていく必要がある。しかし、診断はないが

発達障害の傾向のある学生の存在や、明確な支援ニーズの表明がない事例で、どのような支援を行っていくか、支援者側が検討していく必要に迫られる場合がある。また、看護の臨地実習では、指導者とのコミュニケーションを通じた学習や臨機応変な対応など、発達障害学生やその傾向のある学生の苦手とする学習課題が多くあるため、支援を提供する教員側が、どのように支援を行うのが良いか葛藤する可能性もある。さらに、支援者側にとって過重ではなく臨地実習上の制約なども考慮された支援、すなわち合理的配慮を見極めていく際、支援に関する判断がそれぞれの教員に任されることで、葛藤や心的負担につながる可能性がある。

そこで、本研究の目的は、看護系高等教育機関における発達障害、およびその傾向のある学生に対する臨地実習上の支援について、実態を調査するとともに、支援に関する教員の認識を明らかにすることとした。結果から実施の必要性が高い支援や支援における教員の葛藤を推察でき、支援の在り方や合理的配慮を検討する資料を得ることができる。

II. 研究方法

1. 対象

国内の看護系大学に所属する教員のうち、発達障害と診断を受けている学生、またはその傾向がある学生に対して、臨地実習を指導した経験のある教員759名とした。経験年数等の除外基準は設けなかった。

2. 調査方法

1)用語の定義

発達障害学生：自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害のいずれかの発達障害であると診断を受けていることが確認できている学生とする。

発達障害の傾向のある学生：発達障害の診断を受けているかどうかは不明だが、コミュニケーション、社会性、学習、注意力などの能力に偏りや問題を生じ、学習の上で困難をきたし支援が必要と判断されている学生

合理的配慮：本研究においては、学生に支援のニーズがあると支援の提供者（教員）が判断し実施する、過重の負担がなく臨地実習に適した教育上の支援とする。具体的には、支援の実施の程度および支援が「妥当な配慮であるか」「過剰な配慮であるか」といった認識を資料として検討される

支援とする。

2) データ収集法

日本看護系大学協議会に所属する会員校（計 253 校、2017 年 1 月現在）の看護系学部長、または学科長など長の職位にある教員に調査への協力依頼文書を郵送で配布し、対象となりうる教員 3 名に調査票一式（説明文書、質問紙、返信用封筒）の配布を依頼し郵送で返信を求めた。

3) データ収集期間

2017 年 1 月～4 月。

4) 調査内容

対象者属性として、性別、年齢、所属機関の種類、職位、教員経験年数、専攻領域について回答を求めた。また、発達障害に関する学習経験、教員として発達障害の診断のある学生の指導経験、最も深く関わった発達障害、またはその傾向のある学生について、性別、診断の有無、自覚の有無、特性の記述を求めた。次に、最も深く関わった学生に対して、臨地実習で実施した「支援の程度」として実習前・中・後における支援、計 48 項目について「かなりの程度実施した」から「全く実施しなかった」の 5 段階のリッカートスケールで回答を求めた。さらに、その支援に対する考えを問う「支援の妥当性に関する認識」として、そうした支援をわずかでも実施することに関して「妥当な配慮である」か「過剰な配慮である」か、二者択一での回答を求めた。質問項目は、文献 6)～8) を参照し研究者が独自に作成した。

5) 分析方法

実施した「支援の程度」については、得点が高いほど実施した程度が高くなるよう 1～5 点に数値化し平均値を算出した。「支援の妥当性に関する認識」については割合を算出した。

3. 倫理的配慮

調査は無記名で実施した。説明用紙に調査への参加は自由意思によること、不参加により不利益をうけないこと、プライバシーの保護について記載し対象者に文書で説明した。回答の返信をもって同意を得たとみなした。大阪大学医学部附属病院観察研究倫理審査委員会の承認を受け実施した（承認番号 16482）。

III. 結果

1. 対象者の背景

全国 253 校の看護系大学のうち、「調査不可」の回答は 4 校（12 名、対象者の 1.6%）で、想定される配布数 747 名のうち 159 名の返信があった

（回収率 21.3%）。そのうち 12 名は実施した「支援の程度」に関する項目すべてに無回答であったため除外し、147 名（有効回答率 19.7%）を分析対象とした。対象者の背景を表 1 に示した。平均年齢 ± 標準偏差（範囲）は 50.2 ± 8.84 歳（27-70 歳）、看護教員の経験年数 ± 標準偏差（範囲）

表 1 対象者の背景 (N=147)

	項目	度数	(割合)
性別	男性	15	(10.2%)
	女性	132	(89.9%)
職位	教授	50	(34.0%)
	准教授	37	(25.2%)
	講師	31	(21.1%)
	助教	24	(16.3%)
	助手	5	(3.4%)
所属施設	国公立 4 年制大学	63	(42.9%)
	私立 4 年制大学	83	(56.5%)
	その他	1	(0.7%)
所属領域	基礎看護	35	(23.8%)
	成人看護	31	(21.1%)
	老年看護	7	(4.8%)
	母性看護	7	(4.8%)
	小児看護	24	(16.3%)
	精神看護	30	(20.4%)
	地域看護	11	(7.5%)
	その他	2	(1.4%)
	発達障害に関する学習経験	かなり学習経験がある	22
ある程度学習経験がある		68	(42.8%)
少し学習経験がある		42	(26.4%)
学習経験がない		13	(8.2%)
無回答		14	(8.8%)
これまでの発達障害診断のある学生の指導経験	経験あり	60	(40.8%)
	経験なし	50	(34.0%)
	わからない	37	(25.2%)

注：数値は小数第 2 位を四捨五入

は 14.3 ± 8.72 年 (範囲 1-39 年) であった。発達障害に関する学習経験は、「かなり学習経験がある」「ある程度学習経験がある」の回答を合わせると 56.6%で、過半数を超えており、これまでの発達障害の診断のある学生の指導経験は「あり」が 60 名 (40.8%) で、およそ 4 割であった。

2. 対象より支援を受けた学生の状況

「最も深く関わった発達障害、またはその傾向のある学生」は、性別は女性 84 名 (57.1%)、男性 56 名 (38.1%)、不明 7 名 (4.8%) であった。その学生に発達障害の「診断があった」との回答は 26 名 (17.7%) で、「診断を受けていない」74 名 (50.3%) および「わからない」46 名 (31.3%) を合わせ 81.6% であった。また、その学生の発達障害の自覚の有無は、「自覚があった」19 名 (12.9%) と「少し自覚があった」25 名 (17.0%) を合わせ 30% に満たず、「自覚がなかった」62 名 (42.2%) 「わからない」38 名 (25.9%) の回答を合わせると 68.0% であった。さらに、その学生の特徴について自由記述を求めたところ「考えや思いを言葉にして表現することができない」「不注意や忘れ物、提出忘れが多い」「パニックになりやすい」「こだわりが強い」などの記述が得られた。

3. 臨地実習における支援の実態

図 1 に「最も深く関わった発達障害、またはその傾向のある学生」に対し実施した支援の程度を実習前・中・後の支援に分け示した。全体を通して、実施された程度が高かった支援 (平均値 \pm 標準偏差) は実習前の「他教員と支援の在り方を相談 (3.9 ± 1.2)」「他教員と障害学生に関して情報共有 (3.9 ± 1.2)」、実習中の「コミュニケーション方法を工夫 (3.8 ± 1.1)」などで 4 点に値する「ある程度実施した」との回答に近かった。一方、平均値が低く「全く実施しない」に値する 1 点に近いものは、実習前の「患者に障害学生の特徴を説明 (1.3 ± 0.7)」、実習中の「専門家に実習の場にきてもらう (1.0 ± 0.2)」、実習後の「異なる評価基準を用いた (1.3 ± 0.8)」、「目標達成度をかさ上げして評価 (1.3 ± 0.9)」が該当した。

4. 支援の妥当性に関する認識

図 2 に支援の妥当性に関する回答結果を実習前・中・後の支援に分け示した。およそ過半数が「過剰な配慮である」と認識した支援は、実習後の「減点を緩やかにする」49.7%、「目標達成度

をかさ上げして評価」49.0%、「他の学生と異なる評価基準を用いる」48.3%といった、成績評価における内容であった。ついで、およそ 3 割~4 割の対象が「過剰な配慮である」と認識していたのは、実習前に「患者に学生の特徴を説明」36.1%「予備実習の実施」36.1%、実習中に「専門家に実習の場にきてもらう」40.8%「他学生と異なるスケジュールで記録作成を許可」36.7%、実習後の「記録提出期限の延長」43.5%、「ベッドサイドの言動の代わりに記録で評価」42.2%などであった。ただし、これらの支援については、「妥当な配慮である」との回答も同程度の割合であった。

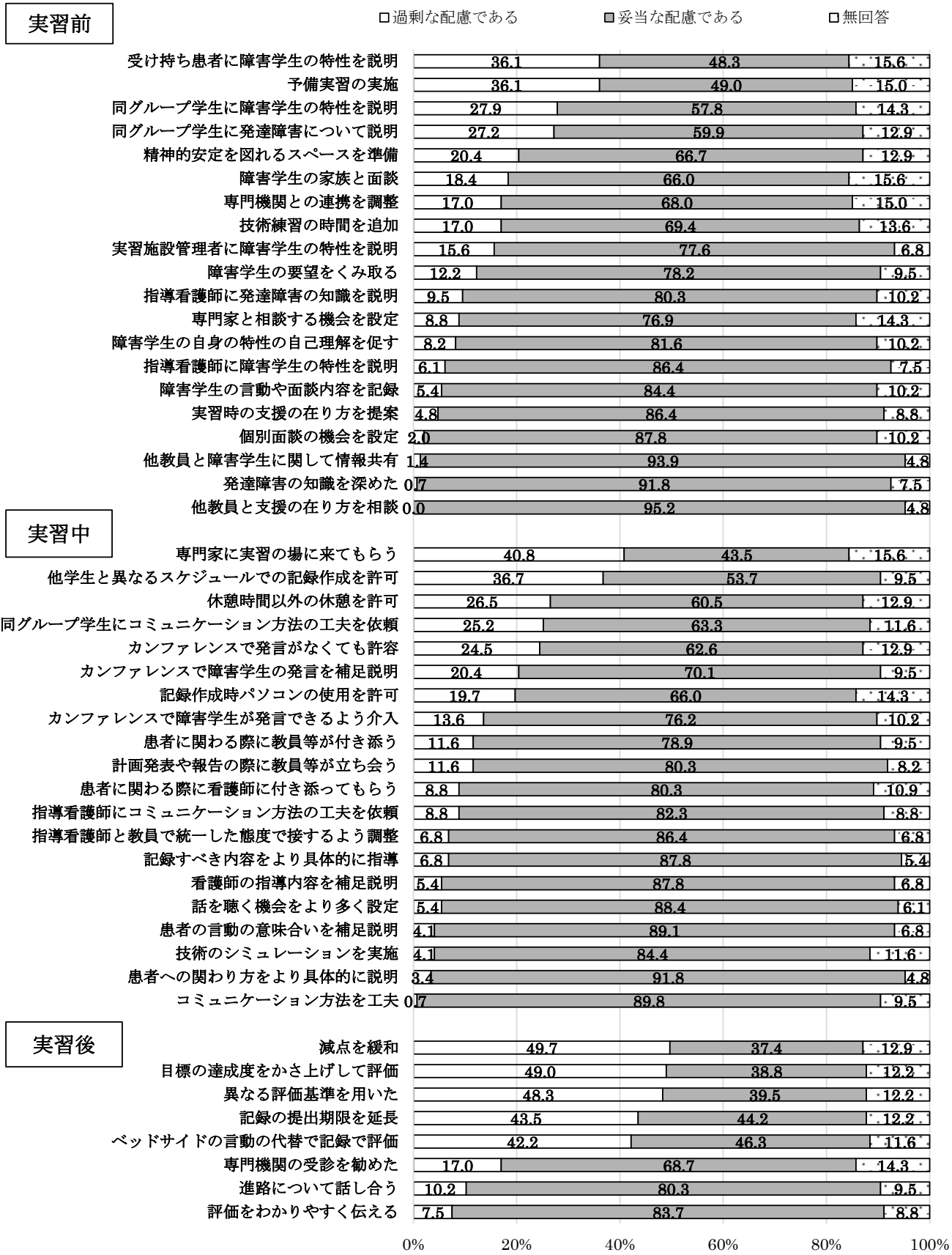
一方で、90%以上が妥当な支援であると判断した支援は、「他の教員と支援の在り方を相談」「発達障害の知識を深める」「他の教員と障害学生に関して情報共有」という教員自身の判断で実施できる支援と、実習中の「患者への関わり方をより具体的に説明」という学生に対する直接的な働きかけであった。

IV. 考察

本研究は、臨地実習における発達障害学生に対する支援において、看護教員が、実施した支援とその支援の妥当性に関する教員の認識を明らかにした。このたびの調査で対象から支援を受けた学生は、診断があるものの、割合が低く、診断はない、またはわからないが 8 割を超えていたこと、学生自身の障害の自覚も 70% に満たない状況であったことをふまえると、主として発達障害の傾向のある学生に対する支援の実施状況と位置付けられる。記述された学生の特徴から発達障害があることが推察されるが、あくまで対象の推察によるものをふまえつつ、実施の程度と妥当性に関する認識の両結果を照らし考察を加える。

実習前・中・後を通して実施される程度が高いものは、教員間の相談や情報共有などで、これらの支援は、妥当であるとの判断が大半であった。また、指導時のコミュニケーション上の支援なども同様の傾向が認められた。こうした支援が実施されやすく妥当と判断される理由は、他の学生にも行う通常の指導の延長上の支援であるためと考えられる。

一方で、成績評価や実習記録の延長等に関する事項は、「全く実施しなかった」に近い回答で、過剰な配慮であるとの回答が多かった。



数値は小数第2位を四捨五入

図2 発達障害またはその傾向のある学生に対する支援の妥当性に関する回答 (N=147)

これらは特例的な対応ともいえる内容であり、また、実習として学ぶべき内容の変更に關わる事項であるとも考えられる。興味深い点として、一般に講義や学内演習でのレポートの提出期限の延長は合理的配慮に位置付けられるとされるが、このたびの結果では過剰と判断される割合が大きかったことである。おそらく、絶え間なく変化する患者等を対象とする看護実習の特性から、期限の延長が学習上の課題達成に關わると判断され、過剰であると認識されるのではないだろうか。成績評価に關する支援については、今後、さらに議論が必要な点だと言えよう。

上記に加え、「全く実施しなかった」に近い回答であり、過剰な配慮であるとの回答が多かった支援として、受け持ち患者への働きかけなど、指導に關わらない他者への関わりがあった。また、予備実習の実施や、専門家の実習上へのラウンドなども同様の傾向が認められた。ただし、妥当な配慮であるとの回答も同程度であることをふまえると、教員による考え方の差異が大きい支援と位置付けられる。患者に対する働きかけや、予備実習、専門家のラウンドなどは、医療機関という実習環境の特殊性が考慮されていると推察されるが、実施の程度が低い理由に關して、さらに詳細な要因を把握する必要がある。

上記を合理的配慮の在り方という観点から検討すると、通常の教育的指導の延長線上の支援は、合理的配慮に位置付けることに問題は、生じにくいと考えられる。一方で、成績評価や実習記録の提出締め切りに関わる支援は、合理的配慮であるかどうかを検討していく必要性が高いと考えられる。専門家等の第三者を含む見識もふまえ、より客観的な視点も考慮していく必要がある。

本研究の課題として、直接対象者への質問紙の配布ではなく、施設長の職位にある教員に依頼したため、正確な配布数や対象者の所属施設による偏りの有無を把握していない。また、同一の所属施設にある対象の回答は、同一の学生を想定したものである可能性があり、重複している可能性がある。また、施設長と対象者の両者に「発達障害学生の指導経験がある」という認識でもって回答を求めているが、発達障害の「傾向がある」という定義があいまいであるた

め、対象者による解釈の相違があった可能性がある。さらに、支援の妥当性に関する認識では無回答も多いため、その理由を把握し、詳細を明らかにしていく必要がある。その他、支援対象となる学生の特性を限定せず、学習障害も ADHD もすべて同じ発達障害としてまとめて回答を求めたことから、学生の特性により全く必要とされない支援もあったと考えられるため、今後は、対象となる学生の特性を限定した調査も必要と考えられる。最も深く関わったという関りの深さについても検討を要する。

上記の問題は認められるものの、本調査の結果、看護系大学における発達障害、またはその傾向のある学生に対して教員が行う支援として、他の学生にも同様に実施する支援をより濃厚に行う傾向があり、妥当であるとの判断をしていることが明らかになった。一方、受け持ち患者への関わり、締め切りの延長や成績評価の調整など、他の学生には行わず特例的に行う対応については、実施の程度が低く過剰な配慮であるとされる傾向が明らかになった。看護系の実習の特性をふまえた支援、そして合理的配慮に關して、さらに議論を深めていく必要がある。

謝辞

本研究は「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ(牽引型)」による平成 28 年度大阪大学女性研究者への研究費支援を受け実施しました。また、大阪大学研究支援員制度の支援を受け実施しました。

利益相反

本研究において開示すべき利益相反(COI)はありません。

文献

- 1) 高橋知音(2012): 発達障害のある大学生のキャンパスライフサポートブック, 10 頁, 学研マーケティング, 東京都.
- 2) 文部科学省(2012): 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に關する調査結果について. Retrieved from http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/_icsFiles/afeldfile/2012/12/10/1328729_01.pdf(2018 年 2 月 1 日検索).
- 3) 独立行政法人日本学生支援機構(2017): 平成 28 年度(2016 年度)大学, 短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援

- に関する実態調査分析報告. Retrieved from http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/_icsFiles/afiedfile/2017/09/22/2016_analysis.pdf(2018年2月1日検索).
- 4) 高橋知音(2016): 発達障害学生支援の考え方, 高橋知音, 近藤武夫, 村山光子, ほか, 発達障害のある大学生への支援, 2-19 頁, 金子書房, 東京都.
 - 5) 桑原斉, 中津真美(2014) : 自閉症スペクトラム障害の大学生への支援, リハビリテーション連携科学, 15(2), 96-106 頁.
 - 6) 山下知子, 徳本弘子(2016a): 発達障害及び発達障害の疑いのある看護学生の臨地実習における学習困難の様相, 埼玉医科大学看護学科紀要 1 卷(9), 11-17 頁.
 - 7) 山下知子, 徳本弘子(2016b): 看護師養成機関における学生支援体制と, 発達障害および発達障害の疑いのある看護学生の臨地実習における支援, 日本看護学会論文集, 看護教育 (46), 147-150 頁.
 - 8) 山下知子, 徳本弘子(2015): 発達障害のある看護学生の臨地実習における支援に関する文献研究, 日本看護学会論文集, 看護教育 (45), 162-165 頁.
 - 9) 丹治敬之, 野呂文行(2014): 我が国の発達障害学生支援における支援方法および支援体制に関する現状と課題, 障害科学研究 38, 147-161 頁.